平成２１年（フ）第５１８号
沖縄県糸満市字真栄里2010番地の１　コーポラスＫ－Ｂ－102
債務者　新垣　友紀
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２３６号
宮城県東松島市矢本字町浦10－１シャロームＡ棟105、住民票上の住所宮城県東松島市赤井字中新丁18番地
債務者　柴田　博司
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月７日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６７３号
金沢市畝田東１丁目114番地　ぷらんたん１－201号
債務者　松下　孝志
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６７７号
石川県河北郡津幡町字清水ア24番地　ラ・アドニス202号
債務者　尾坂千づる（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８１８号
岐阜市市橋３丁目11番17－205号サンハイツ広瀬
債務者　秋田　育美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８１９号
岐阜県瑞穂市野田新田4112番地１　メゾン21－406号
債務者　木村　徳子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８２１号
岐阜県羽島市福寿町間島409番地７
債務者　川合　一郎
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８３３号
岐阜県本巣郡北方町高屋太子２丁目12番地の７
債務者　**栄**田　　努
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８３７号
岐阜県本巣市軽海551番地
債務者　山中喜美江
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２９１３号
愛知県瀬戸市蛭子町10番地の33
債務者　加藤　敏明
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７０４号
名古屋市中川区吉津２丁目711番地　ロジュマンＫＴ201号
債務者　青木登志子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９９号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原47番地１第２明生荘103号
債務者　深谷　妙子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１６４号
三重県伊賀市野間９番地の11
債務者　筏谷　一之
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２００８号
広島市佐伯区八幡東４丁目35番５号
債務者　パソコンサポートシンエこと　新江　逸己
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１０号
広島市安佐北区真亀４丁目１番54－105号
債務者　伊田　留男
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２５号
広島県東広島市黒瀬町南方2447番地１
債務者　松村　　恵（旧姓岩土）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２８号
広島市中区西十日市町１番19号
債務者　小田　陽子（旧姓宮垣）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　広島地方裁判所民事第４部